

消費生活トラブルから高齢者を守る！

不審電話



「消費生活センター 職員」をかたる 不審電話に気をつけて！！

事例

先日、消費生活センター職員を名乗る男から不審な電話があった。「過去に、投資の被害にあった事はないか。被害回復のための注意喚起をしている。手続きをすると、お金を取り戻すことができる」と言う。

消費生活センターがこのような電話をかけてくることはあるのか。

- ◇名古屋市消費生活センターでは、相談されたことのない方へ、当センターから電話をかけることはありません。
- ◇事例は、公的機関をよそおい、言葉巧みに信用させ、個人情報聞き出したり、手数料を騙し取ろうとする業者の手口です。
- ◇過去に、金融商品などの被害にあった方を狙って電話をかけてくる可能性がありますので、注意が必要です。
- ◇各地の消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関をかたる者が電話をかけてくるケースもありますが、決して信用してはいけません。
- ◇他にも、「個人情報の登録を取り消してあげる」、「過去の被害を調査している」などと電話をししてくる事例もあります。
- ◇不審な電話があったら、まずは、
名古屋市消費生活センター(☎222-9671 くろーない)
へお問い合わせください。

アドバイス

被害にあわないために！

- 話の内容をうのみにせず、絶対に取り合っては
いけません。
- 困ったときは、
消費生活センターに相談しましょう！



センターに
相談してね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)